様式第３号（第４条関係）

会　　議　　録

１　付属機関等の会議の名称

　　丹波篠山市文化財保護審議会

２　開催日時

　　令和元年８月９日（金）午後１時３０分から３時３０分まで

３　開催場所

　　丹波篠山市役所第２庁舎３階２－３０３会議室

４　会議に出席した者の氏名

（１）委　　員　樋口清一、加藤善朗、山口啓一、今井進、中西健治、池田正男

（２）執行機関　教育委員会事務局　文化財課

　　教育部長 稲山悟、課長 村上由樹、係長 植木友、主査 山本有子、

　　主事 杉谷直哉

５　傍聴人の数

　　０人

６　議題及び会議の公開・非公開の別

　　全て公開

７　非公開の理由

　　該当なし

８　会議資料の名称

　　令和元年度第１回丹波篠山市文化財保護審議会資料

９　審議の概要

（１）開会

（２）委嘱状交付

（３）あいさつ（稲山教育部長）

（４）会長の選出について

委員の互選により会長に今井　進氏が再任される。

（５）報告事項

①令和元年度の文化財課の組織及び施策体系について（資料 P.5～6 により報告）

・意見なし

②文化財保護法改正の内容について（資料 P7~19 により報告）

委　員：　文化財指定等の認定がしやすくなったということか。

事務局：　国の登録文化財は市町村が主体的にできるようになり、手続きがスムーズになった。これまでは県などを通して様々な手続きが必要だったが、手続きがしやすくなった。

計画を策定した市町村は財政支援が受けられるような話も聞いている。計画がないと支援が受けにくくなるようである。本市は歴史文化基本構想があることから支援を受けることができた。今後はこういった計画がなければ国の助成制度を受けにくくなると捉えている。

（６）審議事項

①令和元年度文化財保護事業について　（事務局より説明）

1）史跡篠山城跡の保存と活用（資料 P.20）

2）文化財の保護・管理（資料 P21）

委　員：　文化財保護法の改正について、八上城の玉垣などを修理する場合は、以前なら国に現状変更申請して許可を得なければいけなかったが、改正後は市で判断できるのか。

事務局：　現状でもかなり権限が委譲されており、石碑の改修などは市に権限がある。今回の改正では調査も委譲できるようになっている。ただ、八上城に関しては現状より権限移譲はないかと思う。包括的に計画作成し、国の認定を受ければ、事後の届出にでき、手続きが簡易になると思う。

委　員：　八上城の登山道の整備は北側、南側どちらからの登山道整備を考えているのか。

事務局：　国から登山道として借りている部分があり、春日神社登り口から藤木坂の途中までについて、倒木等があった場合は従来どおり整備する。

委　員：　大きな石碑を上げたのは南側から上げているかと思うが、あの道こそ整備が必要でないかと思う。

事務局：　おっしゃっている登山道は市の管理範囲から外れているため、整備ができない状況ではあるが、今後、協議及び検討していきたい。

委　員：　石碑を引っ張り上げた道は貴重な気がする。野々垣から上げたというのは間違いないか。

事務局：　その通りである。

委　員：　南側の登山道は非常に緩やかで登りやすい道である。

委　員：　野々垣の方を中心とした個人の団体が熱心に取り組みをされており、南側登山道は実際はかなり整備できている。

委　員：　頂上の木の伐採とあるが、ヒノキを伐採されるのか。

事務局：　頂上付近にはヒノキが沢山生えていてかなり眺望を阻害している。ほとんどがヒノキである。

委　員：　頂上の東北に貴重と思われるウラジロの木があるが、これも伐採予定か。

事務局：　樹種については確認する。伐採の対象となるのは平坦面から斜面１０メートル程度である。

委　員：　全面か。

事務局：　北面、西面及び一部の東面が伐採の対象となる。ウラジロの木はどの部分にあるのか。

委　員：　一番上の平面の部分にあると記憶している。

事務局：　残す樹木はサクラやヤマザクラ、モミジなどである。花の咲くものはなるべく残すようにしている。

委　員：　それは広葉樹か。

委　員：　広葉樹である。珍しい種類の木ではないが、ウラジロであれだけの大木は篠山で他にはないように思う。頂上の広場の東の方にあると思う。

事務局：　現在、森林組合に作業を委託しているのでウラジロの木が伐採の対象になっているかどうか確認する。

委　員：　来年１月から放送される大河ドラマでの八上城の取り上げ方によっては登山客が増えてくると予想される。登山道の整備については春日神社コースと野々垣、藤木コースがあり、特に明智光秀の母親がはりつけとなったとされる磔松のあるコースはポイントとなる可能性がある。そのあたりの登山道整備はどのようになっているか。

事務局：　藤木坂の方は一昨年の台風による被害で登山道が危険な状態となっているので使用しないよう周知している。春日神社からのコースをメインに周知しているが、このコースについては現状倒木等もない状況である。台風などにより倒木が発生した場合はその都度伐採して安全管理を行う。磔松に関しては、現地に「磔松跡」という標識は立っている。松はなくなっているので現状は看板しかない状況である。観光担当部署では看板の写真を表示したりするなどＰＲを行っている。

委　員：　朝路池など八上城の伝承の地があるが、それらの案内板が必要になる。

事務局：　案内看板の整備は完了している。頂上整備により眺望がよくなり、金山など新たな眺望に併せて説明が必要になってくると思う。

委　員：　八上城整備委員会は商工観光課が中心となっているのか。

事務局：　大河ドラマの関係は商工観光課が中心となっている。

委　員：　福住の方では高城山と連動して籾井城が大河ドラマに関係してくるのではないかと期待している。眺望を可能にするために商工観光課に依頼して伐採してもらおうという話がある。ただ、籾井城から高城山が直線で見えるかは分からない。狼煙を上げるイベントがあったが、木があるために狼煙は見えなかった。大河ドラマ「麒麟がくる」の放送と伝建協全国大会の開催が予定されていることから籾井城の頂上あたりの伐採を進められていると聞いている。

　それから、文化財保護法改正は簡単に言えば緩和されたということか。

事務局：　事前に計画を作っておけば事後の届出でもよくなる。活用のために保存をないがしろにするということではなく、手続きがスムーズに進められるようになったと理解している。

委　員：　規制を厳しくして手続きしにくくなったというよりは、手続きが弾力的になるということか。これまでに、市内で手続きの煩わしさから計画を進めることができなかったものはなかったのか。

委　員：　特に城跡整備でそのようなことがあったのではないか。過去に城跡内にトイレを整備する際、文化庁とのやり取りがあったと記憶している。城跡整備についてかなり難しい時期があったかと思う。ただ、文化財保護法に基づき文化庁が許可しなかった案件はなかったと思う。

事務局：　事前に検討して計画として書面で作成しておけば現状変更等の手続きがスムーズになる。

委　員：　計画を作成すれば予算措置いただけるということか。

事務局：　特別交付税として国で予算措置され、地方創生交付金の対象となるようなことも聞いている。計画を作成すると関連して予算もつきやすくなるとは聞いているので、計画を作った方がよいと認識している。

委　員：　かつては１００年が経過していないと文化財としては認められなかった。阪神淡路大震災以降、登録文化財という制度を設けることで裾野を広げたが、市が登録して残そうとしても所有者の同意を得るのが難しい。県は市町指定のものを吸い上げて指定する。国は技官の意見に基づき指定について決定される。

事務局：　今回の法改正により登録文化財の提案を市町村ができるということがある。市町村が登録したいものをどんどん提案できるのは改正の大きな変更点であると思う。

委　員：　これまではコンクリート造の建造物は指定しないという考え方であったが、それも緩和されている。

事務局：　近代のものも指定されている。有名な建築家の建造物の指定はある。

　市内でも登録文化財の要望がいくらか上がっているので、そういったものについて計画を策定することで市から提案しやすくなる。

委　員：　泉に藁葺屋根の寺子屋がある。誰が作ったかも文献がきちんと残っており、

登録文化財にしたい。所有者も藁葺のため保存が大変なようである。

委　員：　埋もれている文化財がある。確認する必要があるのではないか。中井権次など、村で所有して表に出さずに置いておくものがある。

事務局：　今回、地域計画の中で調査が可能である。未指定文化財の更なる発掘なども今回行いたいと考えている。

委　員：　来年度予算措置を行い、きちんと調査員を配置して分野ごとに調査を行うようなことを考えてはどうか。中世の名残をもった民家が残っている。そういうものを今の間にきちんと調査して残しておかなければ、管理ができないという理由から潰されることになる。全ての文化財について一度調査をする必要がある。

事務局：　これまで、文化財保護審議会で文化財指定の提案いただいたものとして、川原のナツツバキ群落、波々伯部神社の鳥居、今村家住宅、住吉神社の住之江の庭、河原町の団野家、大山本来寺の仏像、泉の寺子屋など多くの案件がある。登録がいいのか、県指定がよいか、市指定がよいのか所有者の方の色々な思いがある。今後対応していけるよう、地域計画の中でしっかり調査を行いたい。

委　員：　登録文化財は市の文化財保護審議会において指定できるということか。

事務局：　国に対して提案できるということ。市の方から提案していけば登録されやすくなると思う。これまで国によって登録されていたものが、市が提案して登録されるという流れになる。「手あげ方式」で手続きしやすくなると理解している。市が提案して国が登録するということになる。ただし、国の審議会には諮られると聞いているが、手続きについて簡略化されると聞いている。

　地域計画についてはまだどこの市町村も認定を受けておらず、これから国も詳しい指針を示す予定である。

委　員：　丹波篠山市としてはそれぞれの分野についてきちんと調査し、データを持っているということが必要である。

委　員：　昨年度、我が村の宝物のような調査があった。子どもたちが行っている「イノコ」などを細々と行っている集落があった。何でもいいので書き出すという作業が貴重である。その中からピックアップしていく作業が必要となるのではないかと思う。

事務局：　丹波篠山の場合、平成２２年度に歴史文化基本構想の資料編を作成しており、指定、未指定含めて約５，０００件の文化財が挙げられている。漏れているものも確かにあるかと思うので、それらを今回どのように補完できるか。未指定の文化財をどのように扱うか地域計画に謳われている。

委　員：　それらについて構想的なものを具体的に作っていただきたい。かつて、埋蔵文化財を調査したときは、地域ごとに調査員を配置し、期間を定めて調査を行った。それが現在、大きなベースになっているので、そのような形でまとめることが必要だと思う。

委　員：　高城山の登山道の整備についてお願いしたい。昔からある古い道が分からなくなっている。頂上から藤木坂に下るところで磔の松があり、そこから三本杉まで降りる道があるが、本来は大きな道を通って藤木坂に下るのだが、磔の松から１本、分かれ道があったが、それが消えかかっている。機会があれば確認いただきたい。

3）篠山城下町における町並みの保存と活用（資料 P.22～23）

・意見なし

4）福住地区における町並みの保存と活用（資料 P.24～25）

・意見なし

5）文化施設 4 館の運営（資料 P26）

・意見なし

6）伝統文化の振興（資料 P27）

・意見なし

（７）その他

①文化財の指定について（事務局より説明）

事務局：　住吉神社の住之江の庭を県からの提案もあり、県指定名勝に申請している。これまでの修復の成果が認められた。今年度中に指定される見込みで手続きを進めている。

委　員：　それは前庭も全て含めてか。

事務局：　前庭も含んでいる。作庭の歴史は浅いが、重森三玲の庭として申請を行った。

委　員：　灯篭も一緒に指定されるのか。

事務局：　灯篭は含まれていない。今年度の２月頃には正式に決定されるのではないかと思う。

委　員：　調査に入ってこられるのか。

事務局：　調査についての連絡はまだない。

委　員：　調査の際、般若寺にある重森三玲の庭も見てもらわれたらよいのではないか。

委　員：　先ほど話のあった、本来寺の薬師如来像について、７月３０日に本来寺から要望があって確認させていただいた。本来寺は６代松平氏の母親の隠居場を移築してできた建物である。その本尊とは別に薬師如来像が祀られている。像高が７２センチの坐像である。本堂の向かい側にある薬師堂に祀られていたことから保存状態がよくない。本来寺は１７８７年に建立されているが、それよりも古い像なのではないかと思う。今のご住職は修復を希望されているので、文

保寺と同様、修復作業において何か把握できれば報告できると思う。

委　員：　史跡篠山城整備基本計画について事務局より説明願う。

事務局：　史跡篠山城整備検討委員会で池田先生にお世話になりました。高石垣の老朽化に伴う修復について具体的な修復方針を決定することが大きな目的であった。それに伴い、篠山城の歴史から保存の経緯までまとめており、篠山城を理解する上でよい資料ができたと考えている。篠山城を今後、どうよりよく保存していくかについてお示ししているのでご覧いただきたい。

　石垣に関しては８４ページ以降に日常的管理、点検、解体修理にならないような安全対策の必要性について示している。現状に即した内容となっている。

（８）閉会